

島根県報

平成30年11月6日(火)

第 3,055 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】 平成30年11月定例県議会の招集 (財 政 課) 2 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業 (高齢者福祉課) 2 者の指定 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃 (2 止の届出 地域森林計画の樹立 (森林整備課) 2 地域森林計画の変更 3 森林法第189条の規定による告示及び掲示) 3 【公告】 補欠の労働者委員候補者の推薦期間 (雇用政策課) 【特定調達公告】 平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料 (下水道推進課) 原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料 7 原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメ 11 ント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメ (14 ント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 () 18 化(その1)による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源 21 化(その2)による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守に係る一般競争入札の落札 (会 計 課) 25 者等 【雑報】 危険物取扱者試験の実施 (消防総務課) 26

告示

島根県告示第702号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、平成30年11月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第703号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ラッシュ	短期入所生活介護	あかりの里高浜	出雲市里方町795	平成30年11月1日
	介護予防短期入所			
	生活介護			

島根県告示第704号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団翠光会	短期入所生活介護	あかりの里高浜	出雲市里方町795	平成30年10月31日
医療法人社団翠光会	介護予防短期入所	あかりの里高浜	出雲市里方町795	平成30年10月31日
	生活介護			

島根県告示第705号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書を もって、意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
高津川地域森林計画区(益田市、	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興 自	平成30年11月6日

|津和野町、吉賀町) センター益田事務所 | 至 平成30年12月5日

島根県告示第706号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書を もって、意見書を提出することができる。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所		縦覧期間
斐伊川地域森林計画区(松江市、	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興	自	平成30年11月6日
安来市、雲南市、奥出雲町、飯南	センター、東部農林振興センター雲南事務所	至	平成30年12月5日
町、出雲市)	、東部農林振興センター出雲事務所		
江の川下流地域森林計画区(浜田	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興	自	平成30年11月6日
市、江津市、大田市、川本町、美	センター、西部農林振興センター県央事務所	至	平成30年12月5日
郷町、邑南町)			
隠岐地域森林計画区(隠岐の島	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林	自	平成30年11月6日
町、海士町、西ノ島町、知夫村)	局	至	平成30年12月5日

島根県告示第707号

平成30年島根県告示第630号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
雲南市加茂町砂子原1437-16	原 隣太郎
雲南市加茂町砂子原1437-18から1437-23まで	永井 惣市
雲南市加茂町砂子原1461-1	原 秀夫
雲南市加茂町砂子原1496-9	原 徳市
雲南市加茂町砂子原1496-9	内藤 仁市
雲南市加茂町砂子原1496-9	内藤 實則
雲南市加茂町砂子原1496-9	渡部 君子
雲南市加茂町砂子原1496-9、1507-8	渡部 利信
雲南市加茂町砂子原1507-7	飯塚 昭三
雲南市加茂町砂子原1716-2	土江 康子

公 告

第46期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法 (昭和35年島根県告示第562号) 第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成30年11月6日から同月19日まで

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名

平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

- (2) 委託場所及び数量
 - ア 場所 宍道湖西部浄化センター (島根県出雲市大社町中荒木2391)
 - イ 予定数量 2,000トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)
- (3) 業務内容
 - ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
 - イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務
- (4) 委託期間

平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)1月31日(金)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

- (ア) 開札順位1
 - 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託
- (4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ウ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業

務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託 (その1)

) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項 の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。) によるものを含む。) があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の 受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱 (平成23年島根県告示第454号) に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- コ 下水汚泥を用いて肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。

- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びコの要件を満

たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6日(火)から同月28日(水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

平成30年11月7日(水)から同月28日(水)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。(電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年12月19日(水) 午前10時00分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。 (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。 (7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer
- (2) Date and Time for Bidding: 10:00 a.m 19 December 2018 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター (島根県松江市竹矢町1444)

イ 予定数量 2,300トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)

(3) 業務内容

- ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
- イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務
- (4) 委託期間

平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)1月31日(金)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(b) 開札順位 3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

(カ) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託 (その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 単独企業の場合
 - ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。) によるものを含む。) があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の 受託実績(再委託によるものを含む。)があること。 なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱 (平成23年島根県告示第454号) に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- コ 下水汚泥を用いて肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けた肥料を生産していること。
- (2) 共同企業体の場合
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。

- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びコの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6日 (火)から同月28日 (水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

平成30年11月7日(水)から同月28日(水)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。(電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

アー日時

平成30年12月19日(水) 午前10時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根 県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer
- (2) Date and Time for Bidding: 10:15 a.m 19 December 2018

 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
 - 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による 処分業務委託

- (2) 委託場所及び数量
 - ア 場所 宍道湖西部浄化センター (島根県出雲市大社町中荒木2391)
 - イ 予定数量 3,500トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)
- (3) 業務内容
 - ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
 - イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分(焼成)又は炭化製品製造工場で の処分業務
- (4) 委託期間

平成31年3月1日(金)から平成32年(2020年)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成31年3月1日(金)から平成32年(2020年)2月29日(土)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価 (消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ウ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託 (エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

(カ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 単独企業の場合
 - ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項 の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱 (平成23年島根県告示第454号) に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (2) 共同企業体の場合
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。

- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。

- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。
- 3 入札手続等
 - (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地 (島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6日(火)から同月28日(水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

- (5) 現地確認
 - ア 確認期間

平成30年11月7日 (水) から同月28日 (水) まで (休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。 (電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年12月19日(水) 午前10時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入 札をした者のうち、最低の価格 をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、くじ引きにより落札 者を決定する。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid
- (2) Date and Time for Bidding: 10: 30 a.m 19 December 2018

 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による 処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター (島根県松江市竹矢町1444)

- イ 予定数量 2,300トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)
- (3) 業務内容
 - ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
 - イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分 (焼成) 又は炭化製品製造工場で の処分業務
- (4) 委託期間

平成31年3月1日(金)から平成32年(2020)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水 汚泥の搬出は、平成31年3月1日(金)から平成32年(2020)2月29日(土)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ウ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

(カ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託 (その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 単独企業の場合
 - ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項 の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱 (平成23年島根県告示第454号) に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (2) 共同企業体の場合
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。

- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6日(火)から同月28日(水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

平成30年11月7日(水)から同月28日(水)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。(電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年12月19日(水) 午前10時45分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入 札をした者のうち、最低の価格 をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、くじ引きにより落札 者を決定する。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid
- (2) Date and Time for Bidding: 10: 45 a.m 19 December 2018

 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

- (2) 委託場所及び数量
 - ア 場所 宍道湖東部浄化センター (島根県松江市竹矢町1444)
 - イ 予定数量 2,300トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)
- (3) 業務内容
 - ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
 - イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務 なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分(焼成)、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化 による処分とする。
- (4) 委託期間

平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)1月31日(金)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位 2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ウ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)

) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項 の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。) によるものを含む。) があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱 (平成23年島根県告示第454号) に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- コ 肥料原料化業務を行う者にあっては、下水汚泥を用いて肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けた肥料を生産していること。
- (2) 共同企業体の場合
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ

- し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。
- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあっては、(1)コの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6日 (火) から同月28日 (水) まで (島根県の休日を定める条例 (平成元年島根県条例第9号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (4) 入札書の提出方法、期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

- (5) 現地確認
 - ア 確認期間

平成30年11月7日 (水) から同月28日 (水) まで (休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。 (電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年12月19日(水) 午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入 札をした者のうち、最低の価格 をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、くじ引きにより落札 者を決定する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 1)
- (2) Date and Time for Bidding: 11:00 a.m 19 December 2018 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
 - 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)

- (2) 委託場所及び数量
 - ア 場所 宍道湖東部浄化センター (島根県松江市竹矢町1444)
 - イ 予定数量 2,300トン (1日当たりの搬出数量 約10トン)
- (3) 業務内容
 - ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
 - イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務 なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分(焼成)、炭化製品製造工場での処分又は肥料原料化 による処分とする。
- (4) 委託期間

平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)3月31日(火)まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成31年2月1日(金)から平成32年(2020年)1月31日(金)までとする。

- (5) 入札方法
 - ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
 - イ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。 入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その 入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ウ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業 務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託 (その1)

) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託 (その2)

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 単独企業の場合
 - ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の 認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入 札参加資格者審査申請書を、平成30年11月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項 の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受 託実績 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第16項ただし書の規定による再委託 (以下「再委託」という。) によるものを含む。) があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加 資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」)という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日に おいてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排 除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- コ 肥料原料化業務を行う者にあっては、下水汚泥を用いて肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けた肥料を生産していること。
- (2) 共同企業体の場合
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただ し、落札者以外の者にあっては、当該契約が締結された日までとする。

- イ 構成員が(1)イ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあっては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を 満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあっては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあっては、(1)コの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

平成30年11月6日(火)から同月28日(水)までの間、島根県ホームページからダウンロードして入手すること。 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成30年11月6

日(火)から同月28日(水)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

平成30年12月18日 (火) まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

平成30年11月7日(水)から同月28日(水)まで(休日を除く。)

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道管理事務所に事前に電話連絡を行い調整することとする。(電話0852-37-0216)

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年12月19日(水) 午前11時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人(入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。)は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入 札をした者のうち、最低の価格 をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、くじ引きにより落札 者を決定する。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに 該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根

県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3(1)に報告するとともに警察に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 2)
- (2) Date and Time for Bidding: 11:15 a.m 19 December 2018

 (Applications by mail must arrive at the Office above by 18 December 2018)
- (3) Department in charge of contracts: Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
 - 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887

Telephone: 0852 (22) 5470

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成30年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守一式(機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。) 156台

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日

平成30年10月4日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店 支店長 渡辺 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 落札金額

27,125,280円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成30年8月17日

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成30年度第5回及び第6回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第1項の規定により公示する。

平成30年11月6日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第5回	平成31年2月3日(日)	松江市、大田市、益田市、隠岐の島町
第6回	平成31年2月10日(日)	松江市、出雲市、浜田市

3 試験の開始時間

13時30分(13時00分までに集合すること。)

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットによる受験申請)の2通りのうち、いずれかによる。

- ア 書面申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)
- イ 電子申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス http://www.shoubo-shiken.or.jp

- (2) 受験願書受付期間
 - ア 書面申請の場合

平成30年12月6日(木)から同月20日(木)まで(郵送の場合は、12月20日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成30年12月3日(月)午前9時から同月17日(月)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 4,500円

丙種危険物取扱者試験 3,600円

- 5 その他
 - (1) 書面申請の場合
 - ア 受験願書用紙配置場所
 - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会
 - イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)